

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第14号

国の原子力防災指針の見直しを求める意見書（可決）

原子力防災対策は、1961年に制定された災害対策基本法とこれに基づいて中央防災会議が策定した防災基本計画並びにこの基本計画に沿って地方公共団体が定めた地域防災計画等により必要な措置を講じることとなっている。特に、原子力防災に関する具体的な対策としては、1979年3月の米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故を契機に「原子力発電所等周辺の防災対策について」（防災指針）が決定された。防災指針は、原子力防災に対する考え方、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）、緊急時環境放射線モニタリング、災害応急対策及び緊急被曝医療の実施など、原子力防災活動に必要な技術的、専門的事項が示されている。

1999年9月のJCO臨界事故を受けて同年12月、初期対応の迅速化、国及び地方公共団体の連携強化、国の対応機能の強化や原子力事業者の責務の明確化等を柱とする原子力災害対策特別措置法（原災法）が制定され、事故発生時の通報基準、災害対策本部の設置などの初期動作の迅速化、国、都道府県及び市町村の防災活動を調整し円滑に進めるためのオフサイトセンターの設置、防災にかかわる原子力事業者への指導、緊急時における情報の収集などを行うための原子力施設所在地への原子力防災専門官の設置などが定められた。そして、2000年5月には防災指針もE P Zの対象施設の拡大、核燃料物質の放出や臨界事故への対応など大規模な見直しが行われ、題名も「原子力施設等の防災対策について」として改訂された。

その後、防災指針は緊急被曝医療体制の構築、安定ヨウ素剤予防服用にかかわる防護対策及び原子力災害時におけるメンタルヘルスに関する対策など、随時の改訂が行われている。

しかし、今回の東北地方太平洋沖地震及びそれに伴い発生した大地震を契機とした福島第一原発事故で、これまでの原子力防災についてさまざまな問題点が明らかとなってきた。

そこで、原発事故の一刻も早い収束、健康及び環境への被害の拡大回避、事故原因の徹底究明と抜本的な対策を早期に講じるとともに、各自治体の地域防災計画のガイドラインとなる国の防災指針を見直すよう下記事項についてその実現を強く要望する。

記

1 オフサイトセンターの機能強化について

今回の震災で被害を受け、原子力緊急事態が発生した場合の拠点となるオフサイトセンターの機能のほとんどが失われたことを踏まえ、現状のオフサイトセンターの耐震性の強化、津波対策に万全を期すこと。

原災法施行規則第16条のオフサイトセンターの要件を抜本的に見直すこと。

地震時に有効に機能するように、原災法施行規則第16条第12号に定める代替施設をあらかじめ準備するとともに、施設の準備についても十分な機能を持つよう充実すること。

2 モニタリングポストの地震対策について

モニタリングポストの耐震性の向上と津波対策を図ること。

3 住民避難に必要な情報の開示について

放射性物質の拡散を予測する国の緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEED）の拡散試算図の即時公表を行うこと。

4 E P Zの範囲の拡大について

現行の防災指針は、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）を原子力発電所等を中心として半径約8～10キロメートルの距離を目安としているが、福島を踏まえ、最低限30キロメートルの範囲に拡大すること。また、気象条件や地理的条件により、放射能汚染箇所が範囲内を超えることを踏まえて対応すること。

5 防災（避難）訓練の実施について

今回の福島原発事故を踏まえ、画一的なシナリオどおりの訓練ではなく、訓練シナリオを参加者に明示しない「ブラインド訓練」や「抜き打ち訓練」など、訓練のあり方を見直すこと。

現行の防災指針では地震や津波によって、原発が重大事故を起こすことが想定されていないため、地震災害及び津波被害による原発事故時の対応を取り入れた計画にすること。

6 被曝患者の治療及び搬送体制の整備について

緊急被曝医療機関の多くが20キロメートル圏内にあり、十分な機能を発揮することができない現状にあることから、人材と機材確保のための体制を整備すること。

三次被曝医療機関までの搬送体制を整備すること。

緊急被曝の応急処置及び治療のため、初期被曝医療機関、二次被曝医療機関、三次被曝医療機関のそれぞれの役割に応じて必要な資機材、設備等の整備、搬送体制の確立を進めること。

7 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布について

周辺住民等に健康影響を及ぼすおそれのある放射性ヨウ素の取り込みによる甲状腺被曝を予防するため、安定ヨウ素剤の備蓄、配布体制の充実を図ること。

8 地域防災計画の見直し支援について

今回の福島原発事故を踏まえ、自治体で独自に地域防災計画を見直す動きに対し、必要な技術的援助を行うとともに財政的支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

議員提出議案第15号

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書（可決）

2011年3月11日に発生した国内最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くのとうとい命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらした。

加えて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、地震発生時に運転していた原子炉は自動停止したものの、この地震による大津波によって非常用電源も停止した。その結果、原子炉や使用済み燃料プールの冷却機能が喪失し大量の放射性物質が放出され、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令された。

さらに、原発事故の深刻度が国際原子力事象評価尺度（INES）による暫定評価で最悪の「レベル7」に引き上げられ、大地震から3カ月以上経た今も、周辺地域では広範囲な避難指示のもと、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農作物の汚染や風評被害も深刻化している。

とりわけ、今回の原発事故は原発立地地域住民のみならず、隣接県などを含めると日本全国どこでも一たび原発事故が起きれば、放射性物質による被害の危険性があることを示しており、国民の原発に対する不安は高まっている。

現在のエネルギー事情を踏まえ、原子力発電所について、徹底した安全対策を早急に構築し、不安の払拭に努めることは国の責務である。

よって、国は福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国内すべての原子力発電所の周辺住民の安全・安心を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、耐震設計審査等の安全指針について見直しを行うこと。
- 2 地震対策、津波対策などの安全対策について、改めて点検を行うとともに抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 3 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明及び広報の充実強化を図ること。
- 4 今回の事故を受け、国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。
- 5 今回の事故による風評被害を防止し、特に輸出品や観光などへの海外からの懸念を払拭するよう万全の対策に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

議員提出議案第16号

太陽水素系エネルギーを含む自然エネルギー政策の促進を求める意見書（可決）

2011年3月11日に東北、関東地方を襲った巨大地震とそれに続く大津波の影響ははかり知れない被害をもたらした。中でも東京電力株式会社福島第一原子力発電所は、巨大地震と大津波の影響で全電源が失われた後に冷却機能の喪失から炉心溶融、そして大量の放射性物質の環境中への放出など史上最悪の事態に陥り今なお収束していない。一日も早い放射性物質の放出がおさまるための対策が進むことを注視しながら、太陽水素系エネルギーを含む自然エネルギー政策を促進するよう以下の事項について要望する。

記

- 1 原子力安全行政の刷新
安全に対する数々の事前の指摘にもかかわらず地震と津波による今回の原発事故を防げなかった既存の原子力安全行政を抜本的に見直し、独立性の高い安全規制委員会を新設すること。
- 2 原発事故からの教訓
国内のみならず国際社会において、二度とこのような事故を引き起こさないために、技術から政策決定に至るまでの総合的な事故調査委員会を設け、事故の構造的な要因を徹底的に洗い出すこと。
- 3 自然エネルギー政策の促進
原発の集中立地や数多い新設を前提とする既存の原子力・エネルギー政策を見直し、太陽水素系エネルギーを含む自然エネルギー促進法を国会で成立させ、自然エネルギーの活用に関し国を挙げて取り組むこと。
- 4 緊急エネルギー投資
電力需給が逼迫していることから、短期的な対応として計画停電回避のための節電対策を初め、送電網の整備、太陽水素系エネルギーを含めた自然エネルギーへの投資を行うこと。

5 気候変動・低炭素社会に向けて

気候変動政策・低炭素社会構築の考え方の中に、太陽水素系エネルギーを含む自然エネルギー政策の促進を反映させること。加えて、段階的な原発縮小の検討を含む、エネルギーのベストミックスを促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

議員提出議案第17号

地方財政の充実強化を求める意見書（可決）

東日本大震災によって、東北及び関東では多くの自治体が甚大な被害を受け、今後は自治体を中心となった復興が求められるところである。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティーネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉政策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発などを雇用確保と結びつけるとともに、これらの政策分野の充実強化が求められている。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画及び地方交付税が求められる。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に以下の対策を求める。

記

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
- 2 医療、福祉分野の人材確保を初めとするセーフティーネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画を通じて地方交付税総額を確保すること。
- 3 地方財源の充実強化を図るため、国、地方の税収配分5対5を実現する税源移譲と、格差是正のための地方交付税の確保、地方消費税の充実及び国の直轄事業負担金の見直しなど抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

議員提出議案第18号

日本国内での早急な不活化ポリオワクチン（IPV）導入を求める意見書（可決）

国立感染症研究所が2010年7月7日に発表したポリオワクチンに関するファクトシートでは、接種率が適切に維持されれば、不活化ポリオワクチン（IPV）は経口生ポリオワクチン（OPV）と同様かそれ以上の有効性を示す研究結果を紹介し、将来的には途上国も含めた世界全体でIPVを導入すべきであると指摘している。多くの先進国では既に単独または五、六種混合のIPVが主流であり、日本の周辺国、周辺地域である韓国、台湾、タイ、シンガポール、香港、中国でも認可されている。

日本では、1950年代から1960年代初頭における大規模なポリオ流行に対応するため、海外からOPVを緊急輸入し、一斉投与することによって流行は沈静化された。その後、国産OPVの製造が始まり、ポリオ定期予防接種が開始されたことにより、野生株ポリオウイルスによるポリオは1980年代以降根絶されているが、現在でも毎年100万人以上がOPVを継続的に接種している。厚生労働省が2010年8月20日に発表した予防接種後副反応報告書の2008年度集計報告によると、ポリオワクチン被接種者数(2回)212万8848人中、麻痺(四肢麻痺)6件、その他の副反応9件の合計15件報告されており、健康な乳児の約20万人に1人が麻痺などの重い後遺症に悩まされている。国外では、日本では認可されていないIPVを数億人以上が接種しているが、麻痺などの重篤な副反応は報告されていない。

既に日本医師会では、10年ほど前の感染症危機管理対策室会議においてIPVの導入を要望しているが、いまだにIPVは導入されず、国民の安心、安全な医療及び子どもたちの未来が危険にさらされている。

このような中、厚生労働省は2011年5月26日に開催された厚生科学審議会感染症分科会の予防接種部会で、早ければ来年度にもIPVを国内で導入できるとの見通しを示したところであるが、重篤なOPVの被害者をこれ以上出すことがないように、国内での一日も早い不活化ポリオワクチンの導入を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

議員提出議案第19号

消費税増税に反対する意見書(否決)

政府の社会保障改革に関する集中検討会議に2011年5月30日提出された内閣府の調査報告書は、消費税が持つ逆進性や景気への悪影響を否定し、消費税率の引き上げを「段階的に行うことが適切」と明記した。しかし、消費税は低所得者ほど負担が重くなる逆進性を持つものである。これは高所得者ほど、収入のうち消費以外の貯蓄や投資に回す分が多くなるためである。消費税率をこれ以上引き上げれば、一層深刻な景気の悪化を招くのは明らかである。

また、消費税増税は何よりも東日本大震災の被災地の復旧、復興に悪影響を与え、水を差すことになる。所得がなくても課せられる消費税は、仕事や生業を奪われ、収入を得るのがままならない被災者に既に重くのしかかっている。逆進性を持つ消費税増税によって、被災者には一層の痛みが押しつけられることになる。消費税は被災地だけ軽減、免除するというのが困難な税制である。

財務省が描いているのは、2015年までに税率10%とする構想である。復興が進み被災者が仮設住宅を出て新たな自宅を建築しようとする、その建築費用にまで増税された消費税が課せられることになりかねない。

今必要なのは、国として被災者の支援と復興に全力を挙げることであり、消費税の増税には強く反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

議員提出議案第20号

所得税法第56条の廃止を求める意見書(否決)

中小事業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきた。その中小事業者を支えている家族従事者が事業に従事したことにより受ける対価は、所得税法第 56 条の規定により必要経費に算入しないこととされている。

配偶者の場合は 86 万円、家族従事者は 50 万円というわずかな額が、事業主の所得から専従者控除として認められているのみであり、家族従事者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的、経済的な不利益を引き起こし、自立が困難になっている。

税法上では、特例として青色申告を選択すれば事業に専従する家族従事者の労働対価を経費にすることができ、同じ労働に対して青色と白色で差別する制度自体が矛盾しており、さらに同居家族従業員は所得証明も出さず、資産も持てないなど人権上も大変な問題を抱えている。一人一人の労働を正当に評価し、賃金を認めることは一人一人の人権を守ることにつながる。

よって、後継者を育て行政と力を合わせて地域経済を振興させていくためにも所得税法第 56 条を廃止するよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 28 日

議員提出議案第 21 号

生活保護の老齢加算復活を求める意見書（否決）

生活保護の老齢加算が、2004 年 4 月より段階的に削減され、2006 年 4 月に廃止された。

この措置により、ひとり暮らしの高齢者の場合は月額約 8 万 5000 円の生活扶助が約 6 万 9000 円（青森市・2 級地の 1）に減らされ、もともと低額の生活費で最低限度の生活に耐えてきた世帯が、老齢加算の廃止で生活費を大幅に減額されることにより、衣食住を初め生活のあらゆる面で切り詰めた生活を余儀なくされ、人間としての尊厳を維持することが困難な状況に陥っている。

高齢になれば、良質で消化のよい食事が必要となり、また、寒さ暑さにも抵抗力がなくなる。こうした「特別な需要」にこたえて支給されていたのが老齢加算である。

2010 年 6 月、老齢加算の復活を求めて争われた裁判の福岡高裁判決では、国の処分の不当性、違法性を認め、原告側の勝訴としたものである。国は、この判決を受け入れ、一日も早く老齢加算を復活させるべきである。

よって、国民生活のあらゆる部面でその向上と増進を図るべき責務を負う国の所管大臣として、老齢加算を復活することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 28 日

議員提出議案第 22 号

公立学校施設における防災機能の整備推進を求める意見書（可決）

これまで公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきたところである。

このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要

な情報を収集、また発信する拠点になるなどさまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。しかしながらその一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになった。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められている。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望にこたえ、毎年予算措置等を講ずるなど積極的な推進を図っているが、本来これらの施策と並行して全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情である。

よって、政府においては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の安全で安心な避難生活を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 一、公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 一、公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対しその周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。
- 一、公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し公表すること。
- 一、公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さまざまな機会を活用して地方公共団体に情報提供すること。
- 一、公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう制度を集約し、窓口を一元化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月28日

議員提出議案第23号

東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書（可決）

本年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録した。これに伴う巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な被害をもたらし、とうとう人命が数多く失われ、いまだ数千人が行方不明となっている。被災された方々は今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧、復興が強く求められている。

あわせて港湾や農地が破壊された農林水産業や、交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況からは、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められる。

さらに、高濃度の放射能汚染が生じた、東京電力福島第一原子力発電所の事故対応では、国の責任のもと最終的な収束まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべきである。

よって政府においては、以上のような被災地への復興支援策の実施とともに、震災によるこの国家的危機に当たり、国民の生命と財産を守る防災対策を初めとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして実施することを要望する。

また、今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど広域かつ複合的な災害である。このため復興に当たっては、一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを超える対策を実施することを求める。

さらに、震災に対する海外の反応は、日本の経済、安全に懸念を示しており、海外からの投資、輸出入に影響を与えている。こうしたことから日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震、津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、さらには国際的信頼を取り戻す必須の第一歩と考える。

よって政府においては、震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを速やかに策定することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 28 日

議員提出議案第24号

東日本大震災に係る被災者支援の充実を求める意見書（可決）

東日本大震災における被災者らを対象に 6 月 20 日より、東北地方の高速道路の無料化が実施された。この施策を利用して高速道路を無料で利用するには、基礎自治体発行の被災証明書が必要になる。

しかし、国の基準がはっきりせず混乱を来している中で、本市においても両親等、家族が宮城県、岩手県、福島県等で被災された方もおり、その支援に頻繁に被災地に行かねばならない方々もいる。また、ボランティアとして被災地へ行かれる方も多くいると認識している。

加えて、被災地の支援を含めた経済活動の活性化にも非常に有効な施策であると認識することから、下記の事項について要請する。

記

被災地外に居住する被災者の家族や被災地・被災者を支援するためのボランティアによる東北地方の高速道路の利用についても無料化の対象に含めること。

今後、被災地・被災者支援のための制度を設ける場合には、地方自治体間での不公平感を生じさせないよう、国において基準を示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 28 日
